

広島県教育委員会告示第二号

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号。以下「条例」という。）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（条例第二条第十号に規定する手続等をいう。以下同じ。）を次のように定める。

平成三十年十月二十二日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

条例第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等は、次表の上欄に掲げる条例等（条例第二条第一号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の同表の下欄に掲げる条項に規定する手続等とする。

条 例 等	条 項
広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）	第十三条第一項